（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第九条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二号を次のように改める。

二十二　削除

別表第二十四号を次のように改める。

二十四　削除

別表第二十六号を次のように改める。

二十六　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

別表第二十九号及び第三十号を次のように改める。

二十九及び三十　削除

（研究交流促進法施行令の一部改正）

第十条　研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の七の項第十一号から第二十一号までを次のように改める。

十一から二十一まで　削除

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十四号を次のように改める。

二十四　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

別表第二第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七及び二十八　削除

（種苗法施行令等の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

一　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第四条

二　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第四条第一号

三　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第七条第五号、第四十六条第八号及び第九十条第六号

四　電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）附則第二条第二項第二号

五　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十三条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第二十七号を次のように改める。

二十七　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

別表第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十及び三十一　削除

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十四条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人種苗管理センターの項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人家畜改良センターの項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人農業者大学校の項を削り、同表独立行政法人林木育種センターの項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人さけ・ます資源管理センターの項を削り、同表独立行政法人水産大学校の項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人農業生物資源研究所の項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人農業環境技術研究所の項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人農業工学研究所の項及び独立行政法人食品総合研究所の項を削り、同表独立行政法人国際農林水産業研究センターの項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人森林総合研究所の項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表独立行政法人水産総合研究センターの項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（農林水産省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第十五条　農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表農業分科会の項中「、独立行政法人農業者大学校」を削り、同表農業技術分科会の項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、「、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所」を削り、同表水産分科会の項中「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を削る。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十六条　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の九号を加える。

百十五　独立行政法人種苗管理センター

百十六　独立行政法人家畜改良センター

百十七　独立行政法人林木育種センター

百十八　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

百十九　独立行政法人農業生物資源研究所

百二十　独立行政法人農業環境技術研究所

百二十一　独立行政法人国際農林水産業研究センター

百二十二　独立行政法人森林総合研究所

百二十三　独立行政法人水産総合研究センター

（電波法施行令の一部改正）

第十七条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十一号を次のように改める。

十一　削除

第十一条第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四及び十五　削除

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六　削除

十七　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十九条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の三号を加える。

十四　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第二条の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となった旧独立行政法人農業技術研究機構の職員としての在職期間を含む。）

十五　独立行政法人水産総合研究センター及び平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員としての在職期間（独立行政法人水産総合研究センターの職員としての在職期間にあっては、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）